

平成28年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

第1日目 平成28年3月10日(木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第10号	平成27年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について	4
6	議案第11号	平成27年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	4
7	議案第12号	平成27年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	5
8	議案第13号	平成27年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	6
9	認定第1号	平成27年度北空知学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について	6
10		平成28年度秩父別町行政執行方針	別掲
11		平成28年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
12		一般質問	8
13	議案第14号	秩父別町行政不服審査会条例の設定について	22
14	議案第15号	行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	23
15	議案第16号	秩父別町人にやさしい住環境整備費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について	27
16	議案第17号	秩父別町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について	28
17	議案第18号	秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	29
18	議案第19号	平成28年度秩父別町一般会計予算について	29
19	議案第20号	平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	29
20	議案第21号	平成28年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	29
21	議案第22号	平成28年度秩父別町介護保険特別会計予算について	29
22	議案第23号	平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	29
23	議案第24号	平成28年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	29

平成28年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 平成28年 3月10日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 3月10日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	土井 享 君	8番	本村 修二 君
1番	岡崎 丈司 君	2番	藤岡 浩文 君
3番	大野 敬 君	4番	畑田 壽 君
5番	寺迫 公裕 君	6番	柴田 壹隆 君
7番	早川 正剛 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町 長	神 薮 武 君	副 町 長	澁 谷 信 人 君
教 育 長	西 田 康 二 君	総 務 課 長	高 鶴 公 人 君
企 画 課 長	竹 内 剛 君	住 民 課 長	尾 垣 義 次 君
産 業 課 長	金 子 利 生 君	建 設 課 長	永 峰 敏 幸 君
教 育 課 長	早 川 聡 君	農 委 事 務 局 長	宮 武 幸 充 君
農 委 会 長	造 田 聡 君	代 表 監 査 委 員	戸 田 保 君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

4番

大野敬君

畑田壽君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（土井君）

これより、平成28年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（土井君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 大野 敬君、4番 畑田 壽君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（土井君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月14日までの5日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（土井君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第10号から第25号までの16件及び認定第1号の1件がございます。

また議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点

検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査の結果及び2月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。以上でございます。

議 長（土井君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（土井君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（神薮君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。1月28日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に職員の動静であります。職員3名の新規採用についてご報告を申し上げます。1人目は遠別町在住で、平成14年から農業土木を主体とした民間会社に勤務されておりました佐藤良仁さん、35歳を土木技師として採用いたします。遠別町では、商工青年部の役員や交通安全指導員として地域に貢献されていた方で、奥さんと小学校1年生、3歳児のお子さんの4人家族で本町に転入されます。民間会社での経験を十二分に発揮をされ、活躍されることを期待するところであります。

2人目は月形町在住で、北海学園大学工学部建築学科を卒業されました高田大河さん、23歳を建築技師として採用いたします。小さい頃から工作が好きで、建築の仕事でまちづくりに貢献したいと意欲を持っている方で、今後の活躍に期待をするところであります。

3人目は、押野涼さんであります。町内2条2丁目、押野美波留さんの息子さんで、本年、深川西高等学校をご卒業をされた方であります。管内町村会の統一試験を優秀な成績で合格をした方であり、大いにご期待を申し上げます。

次に、昨年から1年間、北海道総合政策部総務課に派遣しておりました渡部主事が1年間の研修を終えて戻って参ります。渡部主事には、北海道が持っている情報をいち早く提供していただきましたが、1年間で培われた経験や人脈を生かして、大いに活躍していただきますよう期待をさせていただきます。以上を申し上げます、職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、寄付採納につきましてご報告を申し上げます。2月3日、旭町内の内田澄様から30万円の浄財のご寄付をいただきました。昨年12月にお亡くなりになりましたご主人の内田忠孝様が「生前、町に大変お世話になりました。そのお礼にかえて。」とのご寄付であります。有難く採納させていただき、内田様のご意思にそって社会福祉基金に積み立て、有効に活用させていただく所存であります。内田様のご健康とお幸せを心からお祈り申し上げる次第であります。以上を申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（西田君）

私から、3月1日現在における新学期からの児童生徒数、小・中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校におきましては、先般、新学期に普通学級の5年生が1名になることを憂慮した児童の保護者から、深川市内へ転校をさせたい旨の相談があり、速やかに、学校を含めて慎重に検討を行った結果、転校先の深川市教育委員会のご配慮もいただき、このほど小学校を卒業するまで、深川市内の小学校に転校することとなりました。その上で、小学校の全児童数などの状況を申し上げますと、全児童数は前年度と比較し、6名の減の70名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は、1年生が9名、2年生が19名、3年生が8名、4年生が19名、6年生が13名で、5年生につきましては欠学年となり、それに伴い学級数は、普通学級が1学級減り、特別支援学級は、昨年度と同じく2学級で、7学級の学級編制となり、教員数も1名減となり、校長・教頭を含めての教員数は9名、養護教諭と事務職員が各1名の計11名が配置される予定です。

一方、中学校の普通学級は、1年生が14名、2年生が15名、3年生が12名であります。特別支援学級は1学級減の2学級で、中学校の全生徒数は前年度と比較し8名減の43名、学級数は1学級減の5学級をもつての学級編制となります。

これに伴い教員も1名減員され、校長・教頭を含めての教員数は11名、これに養護教諭・事務職員各1名が加わり、計13名の配置となります。

以上、小・中学校の学級編制について申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 議案第10号「平成27年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」）

議 長（土井君）

日程第5、議案第10号「平成27年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第10号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第6 議案第11号「平成27年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（土井君）

日程第6、議案第11号「平成27年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第11号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

（日程第7 議案第12号「平成27年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（土井君）

日程第7、議案第12号「平成27年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第12号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第13号「平成27年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (土井君)

日程第8、議案第13号「平成27年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長 (土井君)

これより、議案第13号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 認定第1号「平成27年度北空知学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」)

議 長 (土井君)

日程第9、認定第1号「平成27年度北空知学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 教育課長。

教育課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長（土井君）

お諮りいたします。本案件につきましては、全員協議会において十分審議されておりますので、質疑・討論を省略してよろしいでしょうか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。認定第1号は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

午前11時まで休憩をいたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

再開いたします。

（日程第10 平成28年度秩父別町行政執行方針）

議 長（土井君）

日程第10、町長から平成28年度秩父別町行政執行方針を伺います。町長。

町 長（神薮君）

別紙「平成28年度秩父別町行政執行方針」により朗読

（日程第11 平成28年度秩父別町教育行政執行方針）

議 長（土井君）

日程第11、教育長から平成28年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。教育長。

教 育 長（西田君）

別紙「平成28年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

(日程第12 一般質問)

議 長（土井君）

日程第12、一般質問を行います。3番 大野君の発言を許します。大野君。

3 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、私から2点について質問させていただきます。初めに、「新たな特産品の開発について」であります。

本町では、これまでトマトジュースをはじめブロッコリーを使用した麺類や菓子など、農作物を加工した特産品を開発・販売し、好評を得ております。

こうした特産品の製造・販売は、新たな事業展開や雇用に結びつくものであり、商品がヒットすることにより本町の知名度アップやふるさと納税者の拡大にも繋がります。

また、昨年発表しました秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、「農作物の利用により、雇用を生む産業の創出を推進し、地域の再生と活性化を図る」とあります。

本町は農業の町であり、農産物を加工する技術や手法は古くから受け継がれております。また、全国的にも昔ながらの素朴な特産品に着目し、女性のアイデアでヒットさせた商品も多いと聞いております。

本町では、今年度から地域おこし協力隊員を増強し、まちづくりや農作物の加工研究、国際交流の推進など、地域の活性化に資する活動を進めることとしております。

そこで、協力隊員と農作物加工の技術を有するグループで特産品開発に向けたプロジェクトをいくつか立ち上げ、新たな特産品づくりにチャレンジする試みも必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

大野議員の「新たな特産品の開発について」のご質問にお答えを申し上げ

ます。地域の産物を活用した特産品の開発は、町の知名度アップだけでなく、全国的に売れる商品となれば、雇用の拡大や農産物の生産へも大きな効果をもたらすものと考えております。

町といたしましても、地域おこし協力隊を採用し、外部からの視点で柔軟な発想の下、新たな特産品の開発に努めて参ります。

当面の間は、地域の調査や加工技術の習得、加工方法の調査研究を行うこととなりますが、地域の加工グループとも連携を図りながら進めて参りたいと考えております。

これまでの本町の特産品につきましては、秩父別農協が昭和62年から、生食用トマトをジュースに加工し販売したあかずきんちゃんが始まりと認識をいたしております。その製造は、農産物加工センターの整備に合わせて、平成8年度に秩父別振興公社に引き継がれ、全国的に当時は販売される商品にも成長してきたところでもあります。更に、加工センターが整備されてからは、女性グループが特産品を開発する活動も広がりを見せ、笹団子やかぼちゃのポタージュ、あきぐみジャムなどが商品化され好評を得てきておりました。

平成12年度からは新たな取り組みとして、特産品でありますブロッコリーを活用した加工研究を行い、ブロッコリーパウダーの開発に至りました。

その後、数々の試作を経て平成14年度にブロッコリーソフト、平成23年度にブロッコリーと米粉のパスタ及びブロッコリーのラーメンを製造しております。平成26年度には、緑のラングドシャを商品化し、販売を開始したところでもあります。

更に、その1年遡りまして、平成25年度には新ご当地グルメ・緑のナポリタンを開発をし、飲食店やイベントなどでの販売を通して、秩父別町の知名度の向上に努めてきたところでもあります。

また本町は、農業を基幹産業とする町でありまして、農産物などの地域資源を加工・保存する技術は、古くから存在しております。生活の必需品であります味噌・醤油につきましては、昭和15年から昭和46年までの期間、秩父別農協において製造販売された経緯もあり、その技術は今も受け継がれ、農産物加工センターで女性グループが、味噌や麴などを家庭用として加工されております。これら農産物の加工技術は、後世に継承していかなければなりませんし、特産品の開発にも役立つものと考えております。

特産品は短期間でできるものではなく、長期にわたり試行錯誤を繰り返しながら開発されるものであり、更に、原材料の生産や確保、加工機器の整備についても併せて検討を進めなければならないと考えております。

地域資源を発掘し、女性のアイデアでヒット商品が開発された例もありますことから、本町におきましても、積極的に特産品の開発を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、大野議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。以上であります。

議 長（土井君）

大野君。

3 番（大野君）

大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。今年は、室内遊戯場、まあ秩父別の目玉でございます。これも、工事が始まって、オープンすれば、交流人口というのが大変やっぱり増えてくると思います。他の町から秩父別に来られて、「秩父別に美味しいものが沢山あるね。」と言われるようになればまた購買力等々でその事業の拡大とかそういったものもできると思います。是非一つ、積極的な対応をお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども「介護予防対策について」、お伺いいたします。

秩父別町、高齢者が増え続けております。介護を必要としない元気なお年寄りを増やすことは、本町にとりましても大変重要な課題であります。

町ではこれまで高齢者を対象としました笑学校の開催、老人クラブ等に職員を派遣しての健康講座、生涯学習の充実など、健康寿命を延ばすための施策を積極的に行っております。

また、本年度から介護認定を受けた方の重度化予防と健康な高齢者の体力づくりを目的にしまして、週1回、専門の健康運動指導士の指導の下に、まるごと元気体操教室を開催することとしております。介護予防には、適度な運動と人との会話、笑い、生き甲斐といった要素が重要であると言われておりますので、町の介護予防対策は極めて有効ではないかと思っております。

他方、本町にはパークゴルフで体を鍛え、介護予防に努めている高齢者の方が多数おります。パークゴルフは、足腰を鍛えるだけでなく、打った数の

記憶だとか、あるいはスコアの計算など、脳のトレーニングにも繋がっております。高年齢者には趣味と実益を兼ね備えた大変有効なスポーツであります。

そこで、本町の後期高齢者の方に限り、介護予防の一環としてパークゴルフのプレー料を無料にするなどの対策も必要ではないかと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

それでは、大野議員の「介護予防対策について」のご質問に対するお答えをさせていただきます。

町では、高齢者の健康寿命延伸のため、各種の介護予防事業を実施しております。高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で生活をするためには、健康であることが重要でありますし、更に、生活面と医療面をサポートしていくことが必要であると認識をしております。

具体的な施策といたしましては、温泉入館料の半額助成、高齢者のタクシー利用料金の助成、閉じこもりの防止を目的としたふれあい・いきいき広場の開催など、高齢者が健康で楽しく生活を継続するための支援であったり、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種費用の助成、後期高齢者の人間ドック助成などによる医療面の支援を行っているところであります。

こうした総合的な対策は、高齢者の医療費等抑制に繋がりますし、それ以上に、何にも代え難い健康と豊かな生活の基礎になるものであると考えているところであります。

町内には、各々が自分の健康と生き甲斐のある生活のために、日々体を動かしたり、積極的に社会参加をする高齢者の方々が見受けられます。

町といたしましては、そういった方々への活動場所の提供や、保健師のサポート、講師招聘費用の助成などにより積極的な支援を行っているところであります。

更に教育委員会では、様々な生涯学習活動を支援しておりますが、その中には、主に高齢者を対象とした介護予防効果の高い事業も実施し、好評をい

ただいているところであります。

議員ご指摘のとおり、パークゴルフもそのような介護予防的な側面を持つ軽スポーツであり、愛好者も多くおられます。パークゴルフ場は、指定管理者により管理を行っておりますが、新年度からは芝生の管理を専門的に行うグリーンキーパーを雇用することとなっております。それに伴い、管理経費も増高いたしますが、良好なコースを維持し、多くのプレイヤーに愛される施設を目指すものであります。

議員ご指摘の後期高齢者のプレー料金無料化についてであります。今ほど申し上げましたとおり施設の維持管理に相当な経費が必要であることに加え、利用者から最低限の利用料金をいただくことは、一定の公平性を保つものであることや、近隣でも町営のパークゴルフ場を無料としている町はないことなどを勘案いたしまして、有料にしましてから26・27年と2年経過したと思っておりますが、当面は現在の料金体系を継続させていただきたいと考えているところであります。

年齢を重ねても、医者いらず介護いらずの健康であることは、国の大きな課題でもあります社会保障費の抑制に大きな貢献をいただくこととなります。

75歳を超えて後期高齢者になっても、自らの努力で健康を保持し、続けている方は、それ自体が素晴らしい財産であると存じます。

町といたしましては、今後も健康を維持できるよう更に効果的な施策を検討して参りたいと存じております。

高齢者の皆様にありましては、パークゴルフに限らず、ご自分の体力や好みに応じた介護予防事業をお選びになり、自らの健康寿命を延ばしていただきたいと存じます。以上を申し上げまして、大野議員の一般質問に対しますお答えとさせていただきますが、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長（土井君）

大野君。

3 番（大野君）

まああの、パークゴルフにつきましては、今後とも介護予防の一例として質問させていただいたわけでございます。まああの秩父別、やっぱりこうい

う健康なお年寄りが増えるということは、一つの町の財産でもありますし、いろいろな面で波及効果も出て来ようかと思えます。是非、私もその一人にもう間もなくなるわけでございますけども、是非こういう高齢者対策をしつかりとやっていただきまして、お互いに末永くこの秩父別町で暮らせるというふうに願っております。

分かり易い、大変細かな部分まで説明をいただきまして大変ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

議 長（土井君）

以上で大野君の質問を終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。8 番 本村君の発言を許します。8 番 本村君。

8 番（本村君）

ただ今、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、ただ今より一般質問をさせていただきますと思います。まず第 1 点目、町長に答弁をお願いしたいというふうに思います。「高齢者に対する更なる足の確保を」ということでお尋ねをしたいと思います。

超高齢化が進む本町には、一人暮らしをされている高齢者が多数おられます。家に閉じこもったり、人との付き合いを避けることは、精神衛生上決して良くありません。生き甲斐を持って生き生きとして暮らしていただくことは、とても大事なことであります。健康でいつまでも長生きすることは、誰もが願うことであります。

現在、老人福祉センターで行われておりますより道を楽しみに参加し、人との会話、体を動かして元気を取り戻している姿を見ると大変結構なことであるというふうに思っております。

既に、町としては高齢者タクシーチケット助成をして、より道の参加や高齢者の買い物・通院などの足としての支援をしている状況であり、喜ばれている状況であると感じております。しかしながら、3割の負担やタクシーを利用することに慣れておられないことなどから躊躇をする方もいると聞いております。より利用しやすい高齢者の生活支援が必要と考えられます。特に、日々の買い物に苦勞されております。決められた買い物日に町内を巡回し、お店まで定額で利用できる福祉ワゴン車の運行を検討願いたいというふうに思います。また、高額な電動アシスト自転車購入やバッテリーカー購入の助成なども是非検討いただきたいというふうに思います。

健康で安心して一人暮らしができる環境づくり支援をお願いをいたしたいと思っております。お願いいたします。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

本村議員の「高齢者に対する更なる足の確保について」の一般質問にお答えをさせていただきます。

身体虚弱な高齢の方が、買い物に出かけ、商品を持ち帰ることは負担が大きく、ご苦勞をされておられることは十分に承知をいたしております。

現在、町内にはサービスで食料品の配達をするお店屋さんが二つございます。この両店で1日に、市街、町全体を含めまして20件ほど配達をしているようでありまして、生協が行っている配達を利用しているお年寄りの方も見られるところでございます。

一方、町では平成26年から職員による消防庁舎跡地利用検討委員会を立ち上げまして、消防庁舎の跡地利用と併せ、将来的な買い物弱者対策について検討を進めております。当面は、既存商店と競合しないよう調整をし、食料品等を配達する商店がなくなった際には、高齢者の見守りを含めた施設及び事業を消防庁舎跡地において準備する案が検討されているところでありま

す。

しかし、直接お店に出向いて、ご自身で買い物をすることが閉じこもりの防止にも繋がるとの考えから、現在は高齢者タクシーの助成事業により、買い物をはじめとするあらゆる外出の支援を行っております。

本町のタクシー助成事業は、好きな時間に行きたい場所までのドア・ツー・ドア、つまり自宅の玄関先から目的地まで行って乗り降りできますし、帰りも自宅の玄関で降りれると、そういうことが原則でありますので、利便性は高く、喜ばれているのではないかとそのように理解をしております。

議員のご質問にあります福祉ワゴン車の運行につきましては、近隣町で乗り合いタクシーや予約バスなどを運行しておりますが、時間や停留場を決めての運行でありますので、利用率は余り高くないと拝聞しております。

また、実際に外出した際には、目的地以外にも通院、あるいは買い物、その他の用事を済ます場合があります、乗り合いの場合は自由が利き辛いという欠点があるのではないかと思われます。加えて、車両の購入をはじめ、運転手の賃金や車検、保険などの費用を勘案いたしますと、現状のタクシーによる移動を支援していくことがお年寄りにとって利用し易く、町の財政面からも有益であると考えるところであります。

タクシーの利用にあたっては、3割の自己負担を昨年からしていただいておりますが、利用されない方との公平性の観点から、一定の負担は止むを得ないものと考えており、ご理解をいただきたくお願いを申し上げる次第であります。

次に、電動アシスト自転車やバッテリーカーの購入助成についてですが、これらは両方ともですね、夏の間だけの使用に限定もされます。電動アシスト自転車は、足腰の老化などにより普通の自転車に乗るのが不安な方には、アシスト自転車自体の自重があることから、転倒時の怪我の危険性が高くなります。また、バッテリーカーは、本来歩道を走るものですが、歩道の傾斜を嫌って車道を走る方が多く、その際には排水溝の段差や車両との接触など事故の危険性が高いものと認識をしております。

このように身体状況や使用状況により危険が生じるものに対しての町の助成は、責任の所在にも関わる問題でありまして、慎重にならざるを得ないところあります。以上、ご答弁を申し上げましたが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、お答えとさせていただきます。

議 長（土井君）

本村君。

8 番（本村君）

丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。あの、先ほどからタクシーの利用者も大変感謝をしている。利用する上では大変便利だということで、使われている実態もあるわけですが、なかなかまだタクシーを利用されていない方につきましては、なかなかそのタクシー自体をそういう利用することが何か凄く躊躇されているというお話もよく聞きますし、またあの、町内にはスクールバスが朝の時間帯、児童を乗せておりまして、また一般の方もそれを利用することができるというふうにならなっているわけですが、なかなかその体の状況においてはそのバス停なりまで行くことが大変であるということをよく聞きます。また、そういう利用をもし希望してもなかなかその路線を変更することはあくまでも通学のためということでございますので、なかなかそういうことで市街地の方とは違って、少し郊外の方については、そういうようなご意見もあるわけでございます。

そういった中では、やはり買い物もそうでございますけれども、例えば、通院だとか、またもし体の動く方にしたら、パークゴルフ場に行くにしても、なかなかその一人暮らしであれば足の確保、まあタクシーがあるわけでございますけれども、そういう福祉的な考えに立ったそういうワゴン車があれば、そういう方の利用もかなりあるというふうな声もありますので、今回お願いをいたしたところでございます。

またあの、アシスト自転車ですね。電動につきましても、その市街地に、例えば住居を移された方が、ちょっと診療所に行くなり、また買い物に行くといってもその間がやはり移動するのに大変であるということでもありますし、これもタクシーがあるではないかということではあるんですけども、やはり今回、以前の半額負担から今3割負担ということで、使い易くはなっておりますけれども、やはり高齢者の方にとりましては、少しでも負担が少ない方が良いというご意見もあります。そんなことでお願いを申し上げたわけでございますけれども、やはり先ほどから事故の部分の心配というのは、あるとはいうふうには思いますが、よりですね、高齢者の方が移動に利用し易いそういう環境というものも、今後も更に考えていただければなという

ふうに思うところでございますが、まああの、先ほど町長が答弁された部分も十分私も理解できる場所が多々ありますので、この件については、今後においてもご検討いただければということで、この質問については、以上で終わりたいというふうに思います。答弁をいただけるのであれば、お願いいたします。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

あの農村地区ですね、昨年4月1日現在の75歳以上のお年寄りと言いますのは、単身世帯がですね、29世帯で29人です。夫婦世帯と言いますか、こちらの世帯が29世帯でお二人いらっしゃるのです58人。トータル合わせますと87人になりますが、その後、街に出て来た方もいらっしゃいます。またこの中には、自家用車で元気にですね、乗っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、まあ福祉ワゴン車と言いますか、そうしたものを購入する場合には、やはり需要調査と言いますか、そういうものが必要になってくるんでないかと思っております。

あの、そうしたことよりもですね、昨年27年度に5割から、町の方では7割助成にいたしました。直ぐとは言いませんけど、まあ1年ではちょっと足りないかと思っておりますが、例えばそれを8割助成にするとか。まあそういったことの方が、町としては費用も掛からないのではないかなと思っております。

実際あの、昨年4月から2月までの利用枚数でありますけれども、その前の26年度が2,830枚だったんですけれども、3,600枚に増えて、760枚ほど増えてございます。実質の人数がですね、こちら、まあ意外と少ないんですけども、222名が現在のところ246名、24名新しい方は増えておられると、まあ現在そんな状況になってございますので、先ほど申し上げましたように、タクシーのその助成の割合を上げて行った方が私は良いんじゃないかと、まあそんなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（土井君）

本村君。

8 番（本村君）

今あの町長より答弁がございましたように、タクシーチケットの助成の割合を、まあ将来的に検討もして行きたいというような答弁もいただきました。

できるものであれば、その方がやはりより利用者も増えると思いますし、また、し易くなるのかなというふうに思っております。今後ともよろしくお願いを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

では、2点目の質問をさせていただきたいというふうに思います。同じく町長に答弁をお願いしたいと思います。「屋内遊戯施設オープンを機に積極的な町の売り込みを」ということをご質問をさせていただきたいと思います。

大きな課題であります人口確保と交流人口の拡大を願い、スポーツセンター公園内に屋内遊戯場を建設することとなっております。

町民からの要望であります「安全で安心して子育てができる環境の整備」に応え、喜ばれる素晴らしい施設にしていかなければならないと強く思うところであります。

施設町外利用者が温泉やバラ園の集客に大きく良い影響があるものと考えられ、本町の知名度アップも含め期待するものは大きく、人との交流が盛んになり活気をもたらされるものと考えております。施設オープンを機に経済的波及効果の期待も大きいと考えられます。その分、魅力ある管理運営が不可欠であります。公共施設であっても専門のノウハウを持った民間業者に委託する例がありますが、この施設はどのようにされるのか伺いたいと思います。また、将来的にも維持管理費がかなり要すると考えられます。施設オープンの経済効果をアップさせるためにも、温泉レストランなどで提供されている緑のナポリタン以外の新メニューの検討やレストランの拡充、こだわりのお土産の開発、施設での飲食販売などを積極的に取り組むべきと考えております。これら利用者の利便性と経済的効果向上のために考えられていることについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

それでは、本村議員の「屋内遊戯施設オープンを機に積極的な町の売り込みを」という一般質問にお答えをさせていただきます。

今般の屋内遊戯場建設につきましては、行政執行方針でも申し上げましたように、造成から40年を経過しましたファミリースポーツ公園のリニューアルに併せ、利用されていないスケートリンク周辺の有効活用を図るものであります。

町内の子育て世代の方に対する支援と共に、多くの若い世代の方々に本町を訪れていただくことによる交流人口の拡大を目指し、温泉や道の駅、更にバラ園との有機的な連携による相乗効果を狙いとするものであります。また、近隣に類似する施設がないことから、本町の知名度アップにも繋がるものと期待をしているところであります。

施設の管理運営につきましては、業務委託や指定管理者などの選択肢がありますが、今後施設の性格や業務内容などを勘案しながら決定をして参りたいとそのように考えております。

先進地の事例を見ますと、管理人は施設の清掃や温度管理、更に入場者に目を配ることが主な業務でありまして、専門的な知識・資格を有した方でもなくても支障はないようであります。

今ほど申し上げましたように、町外からも多くの利用客を見込んでおりますことから、食事などの対応も求められるところですが、施設においては、自動販売機や町内商店の臨時販売などによる軽食程度の提供を考えております。昼食などの食事につきましては、温泉のレストランや道の駅、更には町内の飲食店を利用していただくよう案内看板やチラシを配置する予定で、現在のところはそのように考えております。利用者は子供連れでありますことから、飲食店で提供されるメニューにつきましても、それらに対応したものが必要となると考えております。

緑のナポリタンのように本町の知名度を上げるための調理条件を統一したグルメの開発も必要かと思いますが、それぞれの店で個性を生かしたメニューによりですね、町外からの来訪者に満足していただけるようなご努力をお

願いする次第であります。

また、お土産につきましても、現在は特産品の数が少ないことから、本町の知名度を高めるためにも開発を進めていかなければならないと考えております。

更に、道の駅などで販売しております本町で収穫された農産物が、キャンプ場の利用者や観光客に好評を得ており、来訪者が増えることにより、更なる需要が見込まれますので、野菜を提供される生産者が増加することにつきましても期待をしております。

なお、温泉レストランにおいても、子供向けの新たなメニューを検討しなければなりません。基本的には入浴される方のための施設でありまして、温泉以外のお客様の利用につきましては、付随的なものでありますことから、厨房が狭いなど施設そのものの面積や間取りを考えた時、拡充は難しいものと判断をいたしております。

しかし、今後の屋内遊戯施設への入込み状況を見ながらではありますが、道の駅事業組合と協議をしながら、お食事館・野菜館・物産館を一つに統合し、新たに今、統合した建物を新築をしてですね、通年営業が可能な施設の整備、こうしたことも検討していかなければならないと考えているところであります。

この遊戯施設が、本町活性化の起爆剤となり、町内外から多くの方に利用され喜ばれる施設となるために、事業を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。本村議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

答弁、大変ありがとうございました。まああの施設のまず管理の部分のお話がありました。施設の清掃、温度管理等をするのであれば、まあそういう資格が特別要る人が必要ではないということもありますし、また専門的なノウハウというのは必要ないというようなふうに私も理解はするわけでございますが、やはりあの利用者を待つ施設ではなく、やはりその来場者を呼び込

むような施設づくりというものが必要だなというふうに思っております。

先ほどの施設の管理の部分については、そういうような十分な経験者でなくても可能なのかなというふうに思いますが、折角の施設でありますので、いろんな集客の方法だとか、またその場内で行うその内容について、やはり専門的な企画というか、ものはやはり必要なのかなというふうに思っております。やはり、先ほどもあります、町長が仰られたように、他のこの近辺にはそういう施設もありませんし、そういうない施設でありますので、やはりその運営の内容、運営というか管理ではなく、施設のそのものの、集客をすとか、子供さんが安全に本当に楽しんでいただくようなことを考えれば、いろんなことをすべきではないかというふうに思います。そういうことを考えると、まあ最終的には教育委員会が管理になるのかなというふうには思いますけれども、やはりそういう運営と言うんですかね。そういう部分ではやはりそういう発想も必要、専門的な民間の知識というか、そういうものも必要ではないかなというふうに思います。その点について、再度質問をさせていただきたいと思います。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

本村議員の再度のご質問なんですけど、ちょっとあの私、どのように、私の考えていることと、何かちょっと食い違っているような感じがするんですけども、またあの、今後建築していく間にですね、いろいろと検討して参りたいとそのように思いますので、この辺はご理解をいただきたいとそのように思っております。

まあ、それからあの、この毎年の維持管理費でありますけれども、現在のところ7百、5・60万でないかと。それに専門的な知識を入れますともっと高くなるんでありますけれども、現在のところはまあそんな状況になってございまして、子育て支援に対しますふるさと納税というのがお陰様で27年度はかなり頂くことができましたので、ふるさと納税が、これからも、一生懸命ピーアールに努めなければならないんですけども、そのふるさと納税の寄付金でこの制度がある間は、十分維持管理に充当できるのでないかとそ

のように今思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

町民の皆様も大変関心の高い施設でございます。今、町長から今後についていろいろお話がありました。また、長い目で見て、その入込み状況も見ながらまたいろんな対応も考えて行きたいというようなお話でございました。

何はともあれ、地元の子供さん達に遊んでいただいて、喜んでいただき、更に町外の、また遠くの町からも来ていただいて喜んでいただけるような、リピーターとなっていだけけるようなそんな施設づくりに、今後についてもお願いをしたいということで、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（土井君）
以上で本村君の質問を終わります。

（日程第13 議案第14号「秩父別町行政不服審査会条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第13、議案第14号「秩父別町行政不服審査会条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第14号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第14号は、原案どおり可決することにご異議あ

りませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

(日程第14 議案第15号「行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」)

議 長 (土井君)

日程第14、議案第15号「行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (高鶴君)

別紙議案により説明

議 長 (土井君)

これより、議案第15号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 6番 柴田君。

6 番 (柴田君)

6ページ、人事行政の運営状況の作成ということで、今度あの職員の人事評価の状況を町長が作成するという事なんですけど、これはあの作成した後のどのように活かしていくかというか、そのことをちょっとお答えいただきたいと思います。

議 長 (土井君)

総務課長。

総務課長 (高鶴君)

柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。人事評価の導入につきましては、地方公務員法等の一部改正によりまして、全ての地方公共団体がこの4月からですね、人事評価制度を導入することになっております。その目的についてでございますが、非常に地方分権が進んでいるということで、個々の職員に求められる能力が非常に高まってきたということで、能力・実

績に基づく人事管理を徹底していかなければならないということで、基本的には職員個々に年度当初に目標を書いていただきます。それに対して一次面接者であります私共課長がそれについて聞き取りをして、始めていくと。それでその結果を年度末に評価をさせていただきまして、5段階別に評価をさせていただいて、それを第二次面接者であります副町長、最終確認者であります町長の方に確認をしていくと。そういったことを行いながらですね、職員の能力と業績の評価をしながらですね、これから昇格ですとか、人事異動とかそういったものに役立っていくということでございます。以上でございます。

議 長（土井君）
6番 柴田君。

6番（柴田君）
あの目的等は分かりましたけど、最終的にはそうしたら、あの町長が評価をして、各個人というか今の言う、あの何て言うのかな。昇格やなんかの時の参考にするということによろしいですか。

議 長（土井君）
総務課長。

総務課長（高鶴君）

今柴田議員が仰いましたように、基本的には一次面接者は、私共課長職がやるわけでございますが、最終的な決定はやはり町長が決定していくということに変わりはありません。以上でございます。

あの、ちょっと私の答えが悪かったんですが、あの今までの評価というのは、勤務評定評価ということで、一方通行的な評価なんですよね。それを今度あの人事評価することで、公正な評価に繋がっていくということなものですから、本人にもこう開示をしてですね、あなたはこういう評価をされましたということで、勤務評定というんですかね。そういったものに結び付いてきますので、本人のやる気を促すということが非常にあの最大の目的だと思っておりますので、即、直ぐあの給料にこう響くとかですね、そういったこ

とがあるかどうかということに関しては、ちょっとまだ施行してみないとちょっと分からない段階ではあるんですけど、あの公平な評価をするために今後いろいろ勉強もしていかなければいけないというふうに考えております。

議 長（土井君）

6 番 柴田君。

6 番（柴田君）

本人にはまあ知らせるということなんですけども、このことを公表するかそういうことではないと思うんですけど、多分ね。今あの本人にはね、「あなたはこういう評価だよ。だからもうちょっと頑張りなさいよ。」とかいうことの参考にするというような意味に受け取ったんですけど、そういうことなんですか。

議 長（土井君）

総務課長。

総務課長（高鶴君）

その通りでございまして、あの町民にお知らせするということではございません。内部の人事管理でございまして、あの当然評価結果については、本人にお知らせをしていただいて、それなりの評価については頑張っていたかというようなことで、指導していくということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

議 長（土井君）

副町長。

副町長（澁谷君）

大変難しいお話になってきましたけども、今のところですね、私が知っている空知管内の市町村では、人事評価で給料に響いたところはございません。順調に昇給しております。私も当分はいじる気はございませんし、ただ今課長が言ったように、とにかく本人のやる気を促していこうということで、そ

の評価を上がどういう評価をしているかということ、本人に知らしめて、「あなたはここが足りないよ。」ということで頑張っていたきたいということのための導入でございます。以上です。

議 長（土井君）
5 番 寺迫君。

5 番（寺迫君）
関連なんですけど、先ほどの第14号の審査会ありますけども、これとこの15号との関連性というか、そこら辺もう少し、補足いただけますか。14号ですね、行政不服審査会の条例というのがあるんですが、これと議案15号とは関わり合いがないんでしょうか。

議 長（土井君）
総務課長。

総務課長（高鶴君）

寺迫議員のご質問にお答えします。あの議案第14号は、行政不服法が変わりましたんで、それに当たって第三者機関を置くというような委員会の設置条例ということでございます。あの行政不服法自体が非常に古い法律なものですから、過年の年数を経て全面改正をしたことによってですね、先ほど上げましたあの9本の条例にですね、全部その行政不服法に絡んだ改正が出て来るということで、一括の関連条例を出させていただいているということなんですよね。

ですからあの、議案第14号については、行政不服審査会の設置するという条例でございまして、15号は行政不服法が変わることによって、関連する条例の全てを改正するといったことをご理解をいただきたいと思うんですが。

議 長（土井君）
5 番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

あの先ほど、柴田議員から質問がありましたあの、それは最終的には町長のところへ答申するというようなあの15号の議案の説明はですね、そこにこの審査会の関わり合いというのは全然ないんですか。

議 長（土井君）

総務課長。

総務課長（高鶴君）

寺迫議員の質問でございます。あの全くないわけではないですね。あの不服申し立てがあれば、審査会というのも申し立てがあるということですから。そういった観点での関連条例の改正ということでございます。つまりあの、その昇格ですとか、その処分とか、そういったものに対して不服申し立てれば、この審査会に不服申し立てをするということもございます。

5 番（寺迫君）

分かりました。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第16号「秩父別町人にやさしい住環境整備費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第15、議案第16号「秩父別町人にやさしい住環境整備費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第16号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第17号「秩父別町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（土井君）

日程第16、議案第17号「秩父別町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第17号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は原案どおり可決することにご異議あり

ませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第18号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について」)

議長 (土井君)

日程第17、議案第18号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議長 (土井君)

これより、議案第18号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(ありませんの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第19号「平成28年度秩父別町一般会計予算について」、日程第19 議案第20号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、日程第20 議案第21号「平成28年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第21 議案第22号「平成28年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、日程第22 議案第23号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、日程第23 議案第24号「平成28年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)

議長 (土井君)

日程第18、議案第19号「平成28年度秩父別町一般会計予算について」

日程第19、議案第20号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」

日程第20、議案第21号「平成28年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」

日程第21、議案第22号「平成28年度秩父別町介護保険特別会計予算について」

日程第22、議案第23号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」

日程第23、議案第24号「平成28年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」

以上6つの案件を一括議題といたします。

各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算について説明願います。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明をお願いします。住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明願います。建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第19号から議案第24号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにいたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

（延会宣言）

議長（土井君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

明日、3月11日午後4時15分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集をお願いをいたします。ご苦勞様でした。

延 会 午後 2 時 3 6 分